

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分		
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の の 人 員	有罪に係る人員及び金額				
										人 員	金 額			
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	x	-	申告所得税
		x	9	x	5	-	-	x	5	6	70,500			
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	x	-	法人税
		5	9	14	10	-	-	4	8	14	159,400			
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	その他
		x	-	x	x	-	-	-	-	-	-	-		
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	6	-	合 計
		7	18	25	x	-	-	x	13	20	229,900			

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。  
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。  
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

## (2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	5		10		x
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	x		10		x
合 計	外	合 計	外	合 計	外
	5		10		x

(注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分		酒 税						揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税				石 油 ガ ス 税			区 分		
		免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計			
		酒 類 等 製 造 者	酒 販 売 業 者														
要件 処 理 数	前年度から 繰越処理未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度から 繰越処理未 済	要件 処 理 数
	検 挙	外	2	1	1	4	-	4	1	-	1	-	-	-	-	検 挙	
処 理 件 数	通 告 処 分	外	2	1	1	4	-	4	1	-	1	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 収 税 官 吏	外	1	1	1	3	-	3	1	-	1	-	-	-	-	収 税 官 吏 告	
		発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他 発	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 前 減 消 権 公 訴	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減 消 権 公 訴	
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	126	60	60	246	-	246	950	-	950	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	
			310	200	200	710	-	710	190	-	190	-	-	-	-		

調査対象等：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				取引所税	印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分			
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分									
要件 処 理 数	前年度から 繰越処理未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度から 繰越処理未 済	要件 処 理 数		
		検挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			5	検挙
処 理 済 件 数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	通告処分	処 理 済 件 数		
		告収税官吏	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			4	告収税官吏
		発その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-	その他
	不問処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不問処分			
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分			
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発			
	処分権消滅 公訴権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分権消滅 公訴権消滅			
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数				
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額				
通 告 処 分 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,912	通 告 処 分 額				
通 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,196 900	通 罰 科 金 相 当 額				

調査対象等：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分		酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分			
		酒類等製造者	酒類販売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計					
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越履行未済	要履行件数	
	通告処分	外	2	1	1	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5		通告処分
	計	外	2	1	1	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5		計
履行等件数	通告不履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発	
	通告後訴訟権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後訴訟権消滅	
	通告履行	外	2	1	1	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	通告履行	
	計	外	2	1	1	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	計	
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数	
通告履行罰科金額相当	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	外	126	60	60	246	950	-	950	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,196	通告履行罰科金額相当	
		外	310	200	200	710	190	-	190	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	900		

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。  
2 税関分は含まない。



(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第27条第1項第1号	外 <sup>1</sup> 1	第15条第1項第1号	外 <sup>1</sup> 1	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-				
合 計	外 <sup>1</sup> 1	合 計	外 <sup>1</sup> 1	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		取 引 所 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第21条第1項第1号	-	第14条第1項	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
〃 第2号	-	第15条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	〃 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
				第24条	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
				第25条第1号	-	〃 第3号	-		
				〃 第2号	-				
				〃 第3号	-				
				〃 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				〃 第2号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。